

臨時会合後の修正版決議

令和三年 コロナ禍の海事業界に関する海事振興連盟決議

四方を海に囲まれている我が国において、海事産業、すなわち、造船・海運・港運・倉庫等、海に関わる産業は我が国の国民生活、経済、そして安全保障を支える上で極めて重要な役割を担っている基盤であり、地域の経済、雇用を力強く支える観点でもなくてはならない存在である。東日本大震災や熊本地震においては、災害支援・緊急輸送などを通じて、また、新型コロナウイルス感染症が拡大する中においては、エッセンシャルサービスとして日常生活・医療等に必要な物資や食料品等の輸送などを通じて、我が国海事産業が極めて大きな役割を担っていることが改めて認識されたところである。

しかしながら、我が国海事産業は、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受け、大変困難な状況に直面している。内航海運業における旅客輸送や貨物輸送等の減少、外航海運業における国際旅客船の運航停止や緊急事態宣言を受けた国内クルーズの停止、造船・舶用工業における商談停止と新規受注の減少による手持ち工事量の減少、港湾運送事業における取り扱い貨物量の大幅な減少、倉庫業における入出庫量の減少等、海事産業は大変な苦境に立たされている。

このような中、海事産業が我が国経済の持続可能な発展に寄与するためには、コロナ禍の危機的状況を乗り越え、その基盤を維持するために必要な措置を全力で取り組んでいく必要がある。

今後とも当連盟は、政府、業界が一丸となって、具体的成果を着実に積み重ね、もって海事産業の発展に貢献していく。

そのため、当連盟は下記項目の実現に全力で取り組む。

記

1. 新型コロナウイルス感染症の蔓延により、極めて厳しい経営環境に直面している海事産業において、エッセンシャルワーカーである船員に加え、造船・港湾・倉庫業の従業員等の雇用を維持するため、七月以降も雇用調整助成金の特例措置の延長を実現する。また、その経営維持に必要な資金繰り対策の充実も図る。
1. 特に造船・舶用工業における業況の早期回復を目指すため、更なる官公庁船の建造促進に加え、LNG燃料船をはじめ環境負荷の低い船舶など、これからのニーズに応える船舶の導入促進や洋上風力等新たな造船市場の創出のための関連予算の拡充を図る。

1. 「海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律案（海事産業強化法案）」の早期成立、早期執行により、地域の経済と雇用を支え、我が国国民生活と経済活動の基盤である海事産業の国際競争力強化を実現する。
1. エッセンシャルワーカーとして事業継続に努めている船員へのワクチン接種について、船員の就労パターンを踏まえ早期実現を図る。
1. 船員の乗下船（交代）について、日本人のみならず、ロジスティクスを担うために入出国する外国人船員に対しても円滑に行えるよう対応を図る。
1. 良質で先進的な新造船建造のための経済的支援と技術的支援が合わせて受けられる鉄道・運輸機構の船舶共有建造制度について、船主要望に対応した見直し等支援の充実を図り、内航船舶の代替建造の促進等を図る。

以上

令和3年5月11日
海事振興連盟